

ユニバーサル化時代の 大学評価

CONTENTS

進化する日本の認証評価制度 川嶋太津夫

大学評価・学位授与機構 大学機関別“認証評価”と“選択評価”

大学基準協会 大学基準協会の新評価システム

日本高等教育評価機構 自主的な質保証機能をもつ評価システムへ

短期大学基準協会 自己点検・評価に基づく自己組織活性化を目指す

●事例

関西学院大学 認証評価と大学独自戦略の併存に向けて

桜美林大学 不断の点検・評価こそが教育システムを変える

2008年5月に発行した本誌150号で、「5年目を迎えた大学評価」を特集した。当時、私自身がまとめた記事を振り返ってみると、2004年の評価開始から5年目で、「大学の4割が評価を終えた」と記している。そのうえで、以下の4つの課題を提示させていただいた。①評価を改善に生かすPDCAサイクルの確立、②評価結果の社会への浸透、③評価者の確保と評価の精緻化、④専門分野別評価への対応である。

また、2008年の中央教育審議会「学士課程の構築に向けて」(答申)においても、「各大学について、自己点検・評価などPDCAサイクルが機能し、内部質保証体制が確立しているか、あるいは、情報公開など説明責任が履行されているか等の観点から、第三者評価において一層重視されていく必要がある。」と改革の方向性を提言している。

2011年、大学評価の第一期が終了し、二期目に入った。途中段階で課題となっていた事項は改善に向かったのだろうか。自己点検・評価は形式的ではなく、主体的に行われ、大学改革に資するものとなっているだろうか。そして、社会(ステークホルダー)への説明責任は果たされているのだろうか。

今回の特集では、諸外国の動向を見ながら、第一期の振り返りと二期目への展望を整理するとともに、二期目はどのような課題認識から、どのような評価方法や評価基準を変更していくのかについて各評価団体から寄稿をいただいた。そして、評価を大学改革に結びつけている事例として2つの大学取材した。2大学とも評価を大学改革に生かす努力をしながらも、抱えている問題点も浮き彫りになった。ユニバーサル化が進む日本において、大学評価が高等教育や人材育成をより良い方向に変えていく一つの手段として、有用なものになるか否か、二期目の運用が問われている。

(小林 浩 本誌編集長)

進化する日本の認証評価制度

川嶋 太津夫 神戸大学 大学教育推進機構 教授

2004年4月、学校教育法が改正され、全ての4年制大学、短期大学および高等専門学校は(以降、大学等という)、7年以内にそれぞれの教育研究の総合的状況について、また平成2003年に創設された専門職大学院については、5年以内にそれぞれの教育課程、教員組織等その他教育研究状況について、第三者評価を受審することが義務とされた。

ここで言う第三者評価を実施する機関は、文部科学大臣から認証を受けた評価機関で、それを認証評価機関と呼び、この認証評価機関が実施する第三者評価は、一般に「認証評価」と呼ばれている。

この認証評価も、2010年度で最初の7年間が経過し、第一サイクルが終了したことになる。そこで、本稿では、筆者自身が認証評価の評価作業に参画した体験も踏まえながら、この認証評価の背景、特色と課題および、他国の同様の取り組みを概観し、第二サイクルを迎えた認証評価の展望を行いたい。なお、紙面の都合により、今回は主として4年制大学を対象とする機関別認証評価に議論を限定することを了解願いたい。

自己点検・評価から認証評価の時代へ

まず、大学評価について、簡単におさらいをしておこう(表1)。大学評価には、その実施主体によって、大学等が自ら実施する「自己点検・評価」、大学等が選任した外部評価者が行う「外部評価」、そして、評価の対象である大学等からは独立した第三者が実施する「第三者評価」の3種類に分けられる。

我が国で大学評価が政策課題に取り上げられたの

は、高等教育の自由化・高度化・個性化を提唱した臨時教育審議会第2次答申(1986年)であった。大学設置基準の大綱化・簡素化を求めるとともに、大学の自己点検・評価を求めた。この時の議論は、同じく臨時教育審議会の提言に従って設置された大学審議会に引き継がれ、1991年の大学審議会答申「大学教育の改善について」で、大学設置基準等の大綱化とともに大学による自己点検・評価システムの導入が具体的に提言された。この答申を受けて、同じ年の6月に大学設置基準等が改正され、一般教育の要件が廃止され、各大学・学部の教育理念に基づいて自由にカリキュラムを編成することが可能となり、多くの大学では教養部の廃止につながった。同時に、教育課程の編成が大綱化されたことから、各大学には自らの教育に責任をもち、教育水準を保持するために、自己点検・評価に努めることとされた(努力義務化)。その結果、国立大学を中心として、大部な自己点検・評価報告書が発刊されるようになった。

この大学設置基準の大綱化以降の改革の総括を行った大学審議会最後の答申である『21世紀の大学像と今後の改革方策について』(1998年)は、「自己点検・評価については、ほとんどの大学等で実施されているものの形式的な評価に陥り教育研究活動や組織運営の改善に十分結び付いていない、外部評価や第三者評価などが十分に行われるに至っていないなど」(高等教育研究会編「大学審議会全28答申・報告集」ぎょうせい2002所収43頁)と問題点を指摘し、自己点検・評価に加えて外部評価や第三者評価を組み合わせた多面的な評価システムの確立を通じた教育研究の改善が急務であると結論した。また、国立大学の独立行政法人化という設置

表1 我が国の質保証制度の変遷

年	政策・答申等	提言内容等
1947(昭和22)年7月	GHQ民間教育局(CIE)により、「大学基準協会」が設立される	・「大学基準」を採択
1952(昭和27)年6月	大学基準協会が大学基準に基づき会員の相互資格審査を実施	・会員校として38校を認定
1956(昭和31)年10月	「大学設置基準」文部省令化	
1986(昭和61)年4月	臨時教育審議会第2次答申	大学の自己点検・評価を要請
1991(平成3)年2月	大学審議会答申「大学教育の改善について」等	・大学設置基準等の「大綱化・簡素化」(授業科目、卒業要件、教員組織等の規定を弾力化) ・自己点検・評価システムの導入
1991(平成3)年6月	「大学設置基準」等改正	・教養部改革 ・自己点検・評価の 努力義務化
1998(平成10)年10月	大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」	・自己点検・評価の結果の公表と学外者の参加 ・第三者評価システムの導入(第三者評価機関の設置の提言)
1999(平成11)年9月	「大学設置基準」等の改正	・自己点検・評価の実施と結果公表の 義務化 ・学外者による検証の 努力義務化
2000(平成12)年4月	「大学評価・学位授与機構」の設置	・既存の「学位授与機構」の改組
2000(平成12)年7月	大学評価・学位授与機構による試行的大学評価開始(～2004(平成16)年3月)	・テーマ別試行評価(教育サービス面における社会貢献、教養教育、研究活動面における社会との連携及び協力国際的な連携及び交流活動) ・分野別教育評価 ・分野別研究評価
2001(平成13)年6月	文部科学省「大学(国立大学)の構造改革の方針」(遠山プラン)	・国立大学の再編・統合 ・国立大学に民間的発想の経営手法の導入 ・大学に第三者評価による競争原理の導入
2001(平成13)年12月	総合規制改革会議答申「規制改革の推進に関する第1次答申」	・大学・学部の設置規制の準則主義化(規制緩和) ・第三者による継続的な評価認証(アクリディテーション)制度の導入
2002(平成14)年3月	「新しい「国立大学法人像」について」公表	
2002(平成14)年8月	中央教育審議会答申「大学の質保証に係る新たなシステムの構築」	・設置認可の見直し ・新たな第三者評価(認証評価)制度の導入 ・違法状態の大学に対する段階的是正措置
2002(平成14)年8月	中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人養成について」	・専門職大学院制度の創設
2002(平成14)年8月	中央教育審議会答申「法科大学院の設置基準等について」	
2002(平成14)年11月	「学校教育法」の改正	・設置認可の見直し ・認証評価制度の導入 ・違法状態の大学に対する段階的是正措置 ・専門職大学院制度の創設
2003(平成15)年3月	「専門職大学院設置基準」の制定	
2003(平成15)年7月	「国立大学法人法」の制定(10月1日施行)	・国立大学を、各大学ごとに法人化
2004(平成16)年4月	国立大学法人へ移行	
2004(平成16)年4月	認証評価制度の導入	・認証評価の 義務化
2005(平成17)年2月	中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」	・大学の機能別分化 ・設置認可の的確な運用 ・認証評価制度の導入と充実(分野別評価への期待)
2005(平成17)年9月	中央教育審議会答申「新時代の大学院—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」	・大学院教育の実質化 ・大学院評価の確立による質の確保(専門分野別評価の導入) ・国際社会における貢献と競争
2008(平成20)年8月	中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」	・分野共通の学習成果である「学士力」 ・分野別参照基準の策定を日本学術会議に依頼 ・DP、CP、APを通じた質保証
2009(平成21)年8月	中央教育審議会「中長期的な大学教育の在り方に関する第2次報告」	・「事前規制型の質保証システム」から「事前規制と事後確認の併用型」への転換 ・設置基準・設置認可審査・認証評価からなる公的な質保証システムの構築

形態の議論も始まっていることもあって、評価結果の資源配分への反映の必要性にも言及している。

翌1999年に、答申の提言に沿って大学設置基準が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表が「義務化」された。また、外部評価者による、自己点検・評価の検証が努力義務化された。加えて、第三者評価機関として、既にあった学位授与機構に評価機能が付加され、大学評価・学位授与機構が設置された。

この大学評価・学位授与機構は、大学審議会が提唱した多元的な評価システムの構築に資するために、2000年から2004年まで、教養教育などのテーマ別評価と分野別の教育評価および研究評価を、主として国立大学を対象として第三者評価を試行した。

この間、政府全体の「小さな政府」を目指した行政改革や国家公務員の定数削減計画などを背景に、国立大学の法人化の議論が急速に進行し、2001年6月に当時の遠山文部大臣が、政府の経済財政諮問会議で、(1)国立大学の再編・統合、(2)民間的発想の経営手法の導入、(3)第三者評価の導入による競争原理の導入を柱とする、いわゆる「遠山プラン」と呼ばれる国立大学の構造改革案を提出し、国立大学の法人化の議論は一気に具体化し、2002年3月には文部科学省に設置された検討会議から『新しい「国立大学法人像」について』が公表され、中期目標の達成度を評価する国立大学法人評価という第三者評価を含む、新しい国立大学法人制度が2004年4月からスタートした。

他方、この期間には政府による規制緩和の議論も進み、2001年12月には、総合規制改革会議から『規制改革の推進に関する第1次答申』が出され、この中で高等教育に関しては、大学教育の活性化のためには、自由に競争ができる環境が不可欠として、大学・学部の設置規制の準則主義化すなわち規制緩和を一層進めることを求めた。また規制緩和と同時に、質の低下を防ぐために、「継続的な第三者による評価認証(ア krediteーション)制度の導入などの監視制度を整備する必要がある」とした(答申32-36頁)。

このような大学を取り巻く状況の急変に対応して、中央教育審議会は、2002年8月に『大学の質保証に係る新たなシステムの構築』、『大学院における高度専門職

業人養成について』、『法科大学院の設置基準等について』という3つの答申を公表し、

- ・設置認可の見直し
- ・新たな第三者評価(認証評価)制度の導入
- ・違法状態の大学に対する段階的是正措置
- ・専門職大学院制度の創設
- ・法科大学院の創設

などを相次いで提言し、それらを受けて、文部科学省は、2002年11月に学校教育法を改正し、大学設置審査の規制緩和、認証評価制度の導入、違法状態の大学に対する段階的是正措置、専門職大学院の創設などを含む一連の制度改革を執行した。その結果、冒頭にも述べたように、大学等は、すべて7年以内に一度、専門職大学院は5年以内に一度、第三者評価機関(認証評価機関)による認証評価を受審することが義務付けられた。ここに、我が国の認証評価時代がスタートした。

認証評価第一サイクルの状況

「教育の質保証 Accreditation」「教育改善への貢献 Evaluation」および「社会への説明責任 Accountability」を目的として、2004年度から始まった、第三者評価としての認証評価制度の概要を示すと、図1のようになる。

認証評価は、自己点検・評価や外部評価と異なり、各認証評価機関が定めた「大学基準」に基づいて評価が実施される。各認証評価基準機関の第一サイクルにおける大学基準は表2のとおりである。大学基準のすべての基準を満たしていると「適合」との判断が下される。逆に一つでも満たさない基準がある場合は、「不適合(不適合)」と判断される。また認証評価機関によっては、適合と判断するには十分な証左が得られない場合は、判断を「保留」する場合もある。不適合となった場合でも「再評価」を受審できる認証評価機関もある。

認証評価制度が開始された2004年度までに設置された、最初の7年以内に認証評価を受審しなければならない大学は、685大学であった。国立大学が、83大学、公立が63大学、私立が539大学である。これに対して、機関別認証評価機関は、大学基準協会、大学評価・学位授与機構の3機関である(なお2010年4月現在の認証

評価機関は、「機関別認証評価機関」は4年制大学を対象とするもの3機関、短期大学を対象とするもの4機関、高等専門学校を対象とするもの1機関である。また専門職大学院を対象とする専門分野別認証評価機関は、法科大学院を含めて12機関である)。

毎年、ほぼ100大学が認証評価を受審しないと、制度が最初から守られないことになり、はたして685大学が最初の7年間で認証評価を終えることができるかどうか、関係者は気をもんだところであった。実際、4年が経過した2007年度までに受審した大学は382校で、対象大学の56%に過ぎなかった。ところが、第1サイクルの後半になると受審する大学が急増し、最終年度の2010年度には、173大学が受審した(表3)。

表3から、我が国の認証評価の特色が浮かび上がってくる。一つは、設置者と認証評価機関に強い関係が見られることである。国立大学は1校を除いて、大学評価・学位授与機構で受審している。公立大学は、大学基準協会と大学評価・学位授与機構で受審する大学が、ほぼ拮抗している。また、4年制大学のほぼ7割を占める私立大学は、大学基準協会と高等教育評価機構で受審する大学でほぼ二分されているが、後者は日本私立大学協会を母体として設置された経緯もあり、同協会加盟校の大部分が受審している。他方、国立大学、公立大学で受審した大学は皆無である。

二つ目に、3認証評価機関で受審した大学、721校のうち、「不適合」と判断された大学は、各評価機関で1校ずつ、計3大学であった(0.4%)。また、判断が「保留」された大学は41校で(5.7%)、これら「不適合」「保留」と

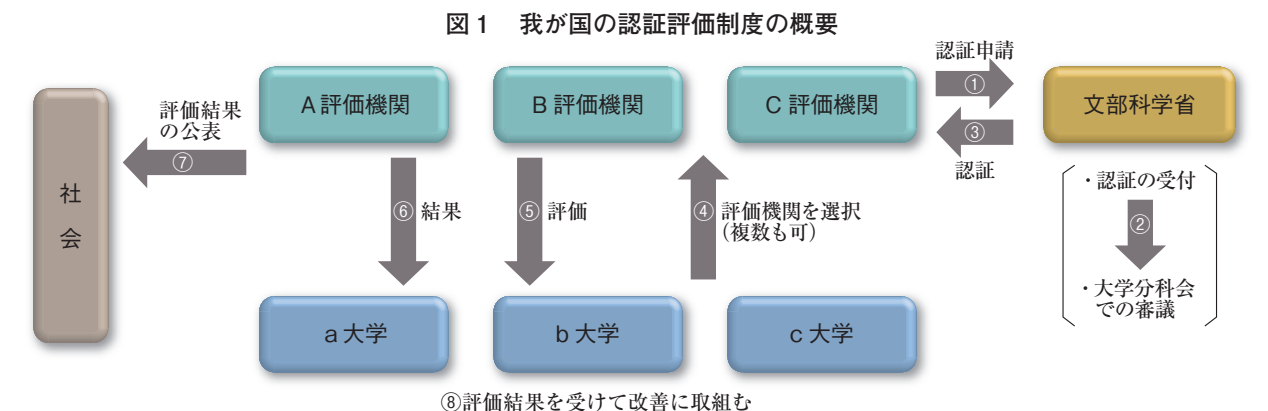
なったのは、すべて私立大学であった。

不適合、保留となった理由の詳細は、各評価機関のウェブに掲載されているが、共通している理由は、大学教育の「ソフト面(教育課程・方法)」ではなく、定員割れ、その結果の財務状況の悪化、さらには管理運営の適正さなど「ハード面」で問題ありとされたケースが多い。なかでも不適合とされたケースは、これらに加えて、必要な教員数が大幅に不足していたり、教員の研究環境や施設・設備に不備が見られたりするなど、ほぼすべての基準において不十分であると判断されたケースに限られる。

第一サイクルから浮かび上がる認証評価制度の課題

認証評価の第一サイクルが終わり、我が国の認証評価制度の課題がいくつか指摘されている。いわゆる「評価疲れ」や、「事前規制から事後チェックへ」という当初の質保証における認証評価を重視する思想から、「最低基準を定める設置基準」「最低基準の担保のための設置認可審」そして「設置後の確認のための認証評価」を合わせて我が国の「公的質保証システム」とする考え方へ変化の中で、それぞれの関係性があいまいになったという指摘もされている(第5期中央教育審議会質保証システム部会第3回配布資料、私立大学協会附置私学高等教育研究所編『認証評価に関する研究－自己点検・評価の実質化を目指して－(私学高等教育研究叢書5)』2011年)。

「評価疲れ」という批判に対しては、各認証評価機関



(出所) 第5期中央教育審議会大学分科会(77回)配布資料

表2 各機関別認証評価機関(4年制大学)の大学基準

区分	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
評価基準	「大学評価基準(機関別認証評価)」(11の基準)を設定 各基準の下に「基本的な観点」(114項目)を設定	「大学基準」およびその解説(15の基準)を設定 各基準の下に「点検・評価項目」(382項目)を設定	「大学評価基準」(11の基準)を設定 各基準の下に「基準項目」(34項目)を設定し、基準項目ごとに「評価の視点」(70項目)を設定
	基本的な観点等については、該当する項目を適宜評価している。		
具体的基準内容	①大学の目的 (目的の明確性、適合性/目的の大学構成員への周知、社会への公表) ※()の内容は観念の要約	①理念・目的 (理念・目的等 等) ※()の内容は、主要項目	①建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 (教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等) ※()の内容は評価の領域
	②教育研究組織(実施体制) (教育研究に係る基本的な組織構成/教育活動を展開する上で必要な運営体制)	②教育研究の組織 (教育研究組織 等)	②教育研究組織 (学部、学科、大学院等の教育システム 等)
	③教育内容及び方法 (教育課程/授業形態、学習指導方法等、成績評価、単位認定、卒業認定 等)	③教育内容・方法 (学部・学科等の教育課程、カリキュラムにおける高・大の接続、授業形態と単位の関係、厳格な成績評価の仕組み、履修指導、教育改善への組織的な取り組み、通信制大学等 等)	③教育課程 (目標、内容、学習量、教育評価 等)
	④学生の受入 (アドミッションポリシーの明確性、公表・周知/アドミッションポリシーに沿った受入/実入学者数と入学定員)	④学生の受け入れ (学生募集方法、入学者選抜方法、入学者受け入れ方針等、定員管理、編入学者、退学者 等)	④学生 (入試・入学、学生サービス、学習支援、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流 等)
	⑤学生支援等 (履修指導、学習支援/自主的学習支援の環境/学生の生活・就職等に関する支援 等)	⑤学生生活 (学生への経済的支援、生活相談等、就職指導、課外活動)	
	⑥教員及び教育支援者 (教員の配置/教員の採用及び昇格等/教育の目的を達成するための基礎となる研究活動/教育支援者の配置、教育補助者の活用)	⑥研究環境 (研究活動、教育研究組織単位間の研究上の連携、経常的な研究条件の整備 等)	⑤教員(教育・研究活動、FD 等)
	⑦教育の成果 (目的に照らして教育の成果や効果が上がっていること)	⑦教員組織 (教員組織、教育研究支援教員、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続 等)	
	⑧教育の質の向上及び改善のためのシステム (教育の状況を点検・評価し、それに基づき改善・向上を図る体制/教員、教育支援者等の資質向上を図るための取組)	⑧点検・評価 (自己点検・評価、自己点検・評価と改善・改革システムの連結、大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応 等)	
	⑨管理運営 (管理運営体制及び事務組織/管理運営方針の明確性、各構成員の責務と権限の明確性/大学の活動の総合的な状況の自己点検・評価、結果の公表)	⑨事務組織 (事務組織と教学組織との関係 等)	⑥職員 (教育・研究支援、人事政策、SD 等)
		⑩管理運営 (教授会、学長・学部長の権限と選任手続、教学組織と学校法人理事会との関係 等)	⑦管理運営 (大学の管理運営体制・設置者との関係・設置者の管理運営体制 等)
		⑪情報公開・説明責任 (財政公開、自己点検・評価)	⑧社会的責務 (組織倫理、危機管理、広報活動 等)
⑩施設・設備 (教育研究組織・教育課程に対応した施設・設備/図書等資料の系統的整備)	⑫施設・設備 (施設・設備等の整備、利用上の配慮 等)	⑨教育研究環境 (施設設備、図書館、情報サービス・IT環境 等)	
	⑬図書・電子媒体等 (図書、図書館の整備 等)		
⑪財務(財務基盤/収支計画 等/財務監査 等)	⑭財務 (私立大学財政の財務比率 等)	⑩財務 (予算、決算、財務情報の公開 等)	
	⑮社会貢献	⑪社会連携 (教育研究上の資源、企業、地域社会 等)	

(出所)中央教育審議会大学分科会(77回)配布資料

表3 第一サイクル認証評価受審状況

認証評価機関	設置者別	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	合計
大学基準協会	国立	0	1	0	0	0	0	0	1
	公立	6	5	3	5	2	9	11	41
	私立	28 (2,0)	19	44 (1,0)	49 (4,0)	42 (5,0)	48 (3,0)	52 (6,1)	282 (21,1)
	計	34 (2,0)	25	47 (1,0)	54 (4,0)	44 (5,0)	57 (3,0)	63 (6,1)	324 (21,1)
日本高等教育評価機構	国立		0	0	0	0	0	0	0
	公立		0	0	0	0	0	0	0
	私立		4	16	38 (1,0)	58 (5,0)	71 (5,0)	85 (9,1)	272 (20,1)
	計		4	16	38 (1,0)	58 (5,0)	71 (5,0)	85 (9,1)	272 (20,1)
大学評価・学位授与機構	国立		2	7	37	4	27	7	84
	公立		2	3	0	5	10	15	35
	私立		0	0	1	2	0	3 (0,1)	6 (0,1)
	計		4	10	38	11	37	25 (0,1)	125 (0,1)
合計		34 (2,0)	33	73 (1,0)	130 (5,0)	113 (10,0)	165 (8,0)	173 (15,3)	721 (41,3)

(注)カッコ内はそれぞれ、(保留大学数、不適合大学数)を示す (出所)各認証評価機関のウェブ

とも、新しい大学基準では、評価項目の見直しで対応している。しかし、高等教育の質保証のシステムにおける第三者評価としての観点から見て、さらなる課題も浮かび上がってきた。

第一に、そもそも我が国の認証評価やアメリカのアクレディテーションなどの第三者評価は、高等教育機関として、その目的を実現できているかを、第三者に確認してもらうことを目的としている。つまり、機関の「有効性(Institutional Effectiveness)」を示し、確認することが、認証評価の本来の趣旨である。また、それぞれの認証評価機関の大学基準も、基準ごとに自己点検・評価することにより、最終的に、各大学の使命や教育目標が実現できているかどうかを確認することができるように構成されている。しかし、現状は、そのような、認証評価の大きな目的が看過され、個々の基準の確認にとどまっているきらいがないとは言えない。

従って、第二に、大学が高等教育機関であるならば、その有効性は、学生の学習を保証できているか否かで判断されるべきであり、アメリカにおける2005年の『スベリング報告』以降の学習成果の重視も、大学の第一の使命は「教育機関」であり、「教育の成果」は、必然的に「学生の学習」であるという原点に立ち返った結果である。幸い、どの認証評価機関も、第2サイクルからは、

「学習成果」の挙証を求めるように基準の変更を行ったが、学習成果をどのように測定すればよいのかは、大きな課題として残っている。

三番目に、同じく、高等教育の最大のステークホルダーであり、受益者なのは、言うまでもなく学生である。しかしながら、大学の自己点検・評価や認証評価の過程への学生の関与は、きわめて限定されており、訪問調査時における学生や卒業生への聞き取りが設定されているにすぎない。英国では、QAA(Quality Assurance Agency)により、全大学が第三者評価を受審することになっているが、来年からの新たな枠組み(Institutional Review)では、従来の訪問チームに学生が参加することに加えて、自己点検・評価書に学生からの意見書を付加することになった。学生を認証評価にいかに関与させていくのかは、我が国の大きな課題である(詳細は拙稿「評価の中心に学生を」教育学術新聞第2482号所収を参照のこと)。

四番目に、現在の認証評価制度では、図1で示したように、大学は複数ある認証評価機関から自由に選択できる。そのため、実際にすでに起きていることであるが、ある認証評価機関で「保留」ないしは「不適合」の評価を受けた場合、別の認証評価機関で受審することも可能である。しかし、大学がその提供する教育の質を

さらに改善していくためには、そのようないわば「ゆきずりの関係」では、改善につながらない。イギリスでは、機関を対象とした第三者評価機関はQAAだけであり、アメリカの場合は、6地域のアクレディテーション機関がすべて会員制をとっており、入会のための評価基準と会員資格維持のための評価の基準を異にしている機関も多い。大学基準協会はもともと、会員組織であるが、認証評価は会員校以外でも受審可能である。我が国が会員制をとらなかったのは、認証評価機関間で競争を促し、第三者評価の質を高めるという「市場原理」主義の思想が背景にあるが、先にも見たように、現状では設置者と認証評価機関との間にはかなり明確な関係性がすでに存在することから、今後会員制の導入も検討すべきではないだろうか。ただし、大学評価・学位授与機構に関しては、事業仕分けにより、認証評価事業からは撤退することとされており、会員制に向けては、例えば、大学評価・学位授与機構の設置形態の変更や認証評価機関事業をほかの組織に委譲するなど、検討課題も多い。しかし、会員制であれば、次の評価に

当たっては、問題を指摘された点を重点的に確認すればよくなり、評価をする側もされる側も、ともに作業負担は軽減されることになる。また、機能別分化の促進と個性化の一層の推進が大きな政策課題になっているが、それぞれ大学が重視する特色や個性の評価も、会員制であれば、それほどの負担増なくして可能になる。例えば、アメリカの地域アクレディテーション機関の一つで、かつ最大の会員大学を有する北中部地区のHigher Learning Commissionは、従来のあらかじめ設定された基準による標準的な評価方式に加えて、AQIPという改善のプロセスを重視した評価方式と、新たにOPEN方式という、共通項目を最小限に抑え、各大学が自らの個性を重視した第三者評価を可能とする方式を提言している。会員制だからこそ、このような評価方式の多様化も可能になるのである。

五番目は、学習成果と並んで第二サイクルで強調されている「内部質保証システム」に関する課題である。内部質保証システムとは何を意味するのかについては、必ずしも十分議論が進んでいるとは言えないが、一

般には「Plan-Do-Check-Action (Feedback)」と理解されている。しかし、P, D, C, Aが具体的にどのような取り組みや仕組みを意味するのかについての共通理解は成立していないようである。ただ、IR (Institutional Research) の重要性は強調されているが、IRが内部質保証システムのすべてではないのは明らかであり、IRは主に「C」の部分を担当する機能であり、組織である。今後、我が国で求められるのは、「P」に関しては、いわば「学内版の設置審査」組織の設置と実質化である。新しい教育プログラム(学部、学科)の設置に際して、当該大学が授与する学位の水準と質を伴うものであるかを確認する役割を担う。イギリスの大学には「プログラム開発委員会」と呼ばれる組織が、アメリカの大学には「カリキュラム委員会」と呼ばれる組織がそれぞれあり、いわば大学の質と水準の「門番」として機能している。「D」に関しては、従来の学部・学科の縦割りの教学マネジメントから、それぞれの学位課程ごとに全学的に教育をマネジメントする体制の構築が望まれる。「C」に関しては、IRの支援を受けながら、教育プログラムごとに、定期的にプログラムの自己点検・評価を実施し (Program Review)、その点検・評価の妥当性を確認する組織、例えば、多くの大学にある「評価委員会」の機能の充実と実質化が望まれる。ややもすれば、評価委員会が7年に一度の認証評価受審の際にだけ機能している場合が多い。認証評価のためにだけ、評価委員会が開催されている場合もあり、大学が提出する「自己評価書 (Self Study)」の仕上がりにもそれが反映し大学間格差が存在する。認証評価は、この自己評価書に基づいて行われるが、訪問調査時に初めてその大学の優れた点(同様に課題も)が明らかになるケースも多かった。認証評価時のみならず、恒常的に大学の評価委員会の下で、プログラム評価を実施することにより、大学の自己評価力も向上することが期待される。最後の「A」が一番困難な部分であるが、理想的には、評議会などの教員集団の見識やFD体制の充実によるべきであろうが、必要な場合には、評価結果を大学内での資源配分と結びつけるなどの措置も必要であろう。

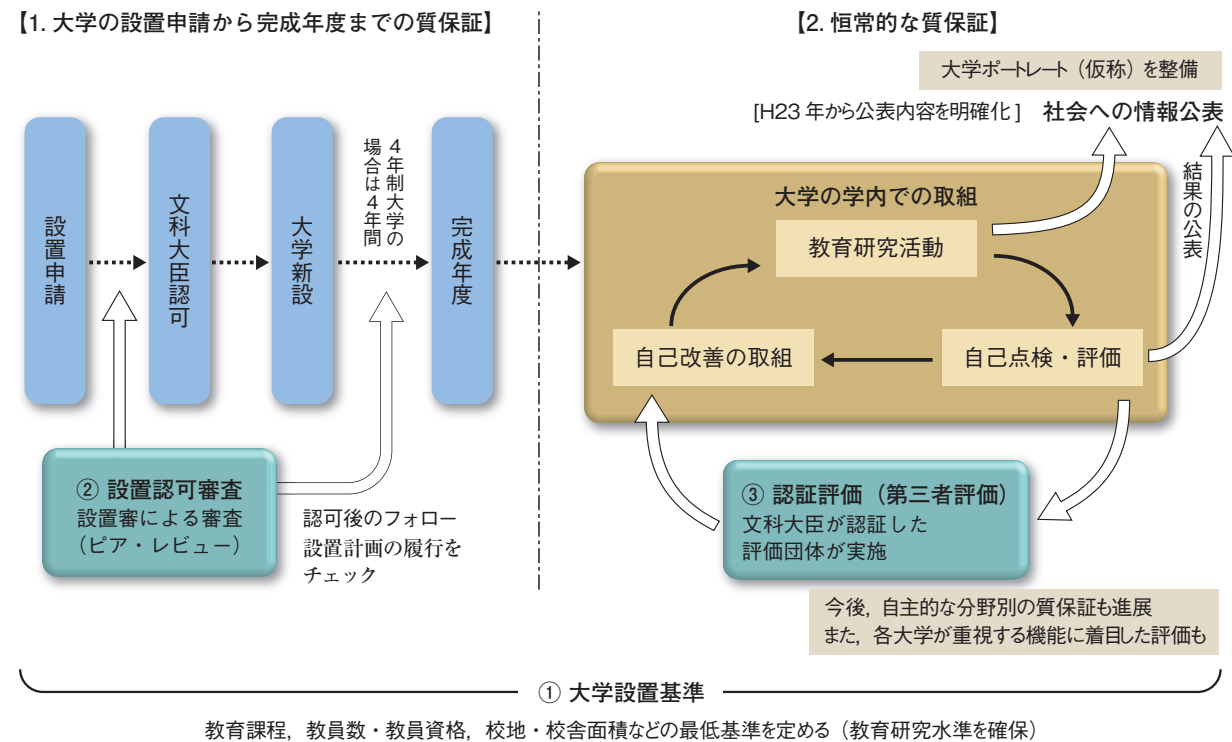
最後に、我が国の大学評価の課題として分野別評価がある。専門職大学院ではまさに分野別評価が実施さ

れているが、機関別評価の場合は、大学の総合的な教育研究状況を評価することになっており、単科大学の場合は、機関別評価がすなわち分野別評価になっているが、総合大学の場合は、個々の教育プログラムまで詳細な評価は実際上不可能である。しかし、現実問題として、非常に多様な分野ごとに詳細な評価を実施することは不可能である(2008年の『学士課程教育の構築に向けて(答申)』の資料によると、その時点で学士の分野は580にもものぼるといふ。現在は1000近くになっていることが予想される)。そこで、先にも述べたように、大学内部で、教育プログラムごとの自己点検・評価をしっかりと行うことが必要になるが、その際、自分の大学のある分野の教育プログラムの水準と質を「評価」するための分野ごとの基準が不可欠である。そのためには、英国のSubject Benchmark Statementsのような参照基準が参考になる。我が国では、現在、日本学術会議において、分野別参照基準の策定作業が進んでいるが、その完成が待たれる。

最後に

第三者評価として認証評価制度が導入されて7年が経過し、最初のサイクルが終了した。まだまだ若い制度であり、幾多の課題が生じてきているのはやむを得ない面もある。しかし、社会や世界は待ってくれない。ヒト、モノ、カネ、ネタ(情報)の急速なグローバル化の中で、日本の企業でさえ、海外の大学卒業生を積極的に採用し始めた。極言すれば、日本企業は日本の大学の質と水準を信用しなくなったことの反映である。ましてや、海外の企業や大学は、日本の大学を一顧だにしないだろう。個々の大学における教育の質と水準の維持・向上への努力が必要なのは言うまでもないが、認証評価制度が、我が国の高等教育の公的な質保証システムの一部を構成するとしたら、それは個々の大学の教育の水準と質にいわば公の「お墨付き」を与えることになる。我が国の認証評価制度そのものへの疑義は、我が国の高等教育全体への信頼の棄損を意味する。関係者の努力により、今後我が国の認証評価制度が、進化し、世界の標準となることを期待したい。

図2 高等教育の公的質保証システム



(出所) 中央教育審議会大学分科会 (第100回) 配布資料